**平成３０年度　地域への緑化推進事業等補助金　運用ガイドライン**

(目的)

第１条　一般社団法人　日本ボーイスカウト静岡県連盟(以下、「静岡県連盟」という)は、地域との開かれた活動の一環として、地域との共同を含む緑化推進事業を推奨することを目的に、地域への緑化推進事業等補助金運用ガイドラインを定める。

(対象事業)

第２条　補助金を支払う事業は以下のとおりとする。

1. 地域への緑化推進事業、またはそれに類するものの内で、野営・行事委員長が認めた事業

　※対象になるもの：緑を増やす（植樹・育てた苗木の配布・花壇整備　など）

環境保全・維持管理（間伐・竹林整備・下草刈り　など）

　　　　対象にならないもの：緑の羽根募金活動（緑化推進の非直接的な活動）

注：内容が対象事業であれば、主催が行政、NPOなどボーイスカウト以外でも構わない。

(対象者)

第３条　補助金を支払う対象者は以下のとおりとする。

1. 地区単位調整補助金

事業等開催もしくは事業等実施要項に基づき、事業を主管する静岡県連盟に所属する県内各団および隊。

1. ブロック単位調整補助金

事業等開催もしくは事業等実施要項に基づき、事業を主管する静岡県連盟に所属する県内各ブロックおよび地区。

(補助金の額)

第４条　補助金の額は、以下の定めにより決定する。

1. 前条第1号の場合、県内各地区に対し、静岡県連盟一会計年度につき10,000円とする。

但し、実出金額が10,000円を下回る場合は、実出金額を限度とする。

1. 地区は、地区内に複数の対象事業がある場合、各事業への補助金交付額調整を図るものとする。
2. 前条第2号の場合、県内各ブロックに対し、ブロック構成地区数あたり10,000円(東部60,000円、中部40,000円、西部40,000円)を限度とする。

但し、実出金額がブロック毎の設定額を下回る場合は、実出金額を限度とする。

1. ブロックは、ブロック内に複数の対象事業がある場合、各事業への補助金交付額調整を図るものとする。

(補助金の申請・交付)

第５条　補助金申請・交付については各号の通りとする。

1. 第3条第1号の場合、対象事業終了後各地区において調整のうえ、速やかに申請書を必要資料とともに提出し、野営・行事委員長の承認を受ける。その後各地区へ交付する。
2. 第3条第2号の場合、対象事業終了後各ブロックにおいて調整のうえ、速やかに申請書を必要資料とともに提出し、野営・行事委員長の承認を受ける。その後各ブロックへ交付する。

（補助金額の確定）

第６条　野営・行事委員長は、前条第1号ないし第2号の書類により補助金額を確定し、支払う。また、遅滞なく理事会へ報告する。

附則

* + 1. 平成３０年３月２３日 制定
		2. 本ガイドラインは平成３０年度の事業（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日）のみ適用する。

一般社団法人　日本ボーイスカウト静岡県連盟

野営・行事委員会　作成